

かけがい ゆうた
掛貝 祐太 氏 (茨城大学人文社会科学部法律経済学科准教授)

略歴

1992年生まれ

慶應義塾大学経済学部、同大学院経済学研究科等を経て、現職
博士（経済学）

授賞作『財政民主主義の地平—スイスの自治・多様性・直接民主主義』
(有斐閣、2025年3月)

要旨

財政についての民主主義的なコントロール、**財政民主主義**。本書は、財政民主主義のありうべき姿について構想するものである。半直接民主主義の国のスイスは、財政民主主義の可能性について、同時代的な想像力を超えるような示唆を、時にもたらす。

1章では、財政学の学派間の緊張関係にも触れつつ、**財政学**という学問領域自体をまず概観した。そのうえで、学際的な領域としての財政学（制度派の財政学・財政社会学）の中に、本書は位置づけられる（1章）。そして、政治学・歴史学・アナキズム等の領域横断的なサービスをふまえつつ、**新自由主義概念**についても検討した。本書が示すのは、新自由主義への対抗原理としての財政民主主義の可能性でもある。しかしながら、財政学の中ですら財政民主主義は、狭い意味で捉えられてきており、その点は批判的に検討すべきである（2章）。とりわけ、財政議会主義（議会によって予算が承認されたことをもって、民主主義的なコントロールが働いているという立場）のみを財政民主主義として捉えたり、熟議楽観論に陥るべきではない。そのうえで、**闘技民主主義を含む現代民主主義論との接合**を主張した。3章では、邦語文献ではスイスの制度紹介すら進んでいない現状をふまえ、スイスの政治経済にまつわる制度を概説を示しつつ、それをとりあげる学術的意義（とりわけ福祉国家レジームの文脈でも）を示した。スイスは複数の公用語、外国人住民比率の高さ、地域差などの点で強い社会的多元性を有している。

4章以降は、それぞれ政策領域において、制度・歴史の観点から実証的な分析を行っている。4章では、バブル崩壊後の失業率の上昇により、問題の本丸となつたスイスの**労働政策**について論じた。そして、州の強い自治が、連邦政府による新自由主義的なコントロールを拒否する過程について歴史実証を行つてゐる。ただし、むろん自治は暴走する事もある。5章は、富裕層ほど減税する“逆進”**所得州税**という異様ともいえる例を取り上げ、この過程の歴史実証・ヒアリング調査を行つた。住民投票で採択された同案は、なんとわざわざ違憲訴訟を起こすために引っ越してきた人物が起こした訴訟により廃案とな

る。この事例を通じ、直接民主主義の暴走を、闘技的民主主義が抑制する可能性を示す。だが、こうした租税競争へのブレーキは一般化できるというわけではない。州間の利害がもっとも強く衝突するのは、**財政調整**（政府間のお金のやり取り）においてである。この財政調整について、6章では1990年代の改革当初には新自由主義路線の中で構想されつつも、なぜ最終的には貧しい州に有利な結果となったのかについて、歴史実証・ヒアリング調査を行った。更に2000年代には、移民排斥を掲げる新たな右派の台頭・福祉削減路線の機運も存在した。これの対処を含め、7章では、90年代と2000年代の**年金改革**について分析した。そして、直接民主主義がむしろ右派ポピュリズムを抑制する可能性について述べた。

最後に、終章では、あらためて各章の事例を踏まえ、財政民主主義を発揮する手段は、複数の民主主義理論にまたがる多様なチャンネルがあることを示し、そうした可能性の検討が如何なる**財政社会学の研究手法**で可能かについて議論した。その中では、社会運動をめぐる民主主義の理論も参照すべきであることを示している。